

第23期 第24回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和元年6月28日

伊予市農業委員会

第 23 期

第 2 4 回定例農業委員会総会議事録

令和元年6月28日（金）午後2時30分から、伊予市農業振興センターにおいて第24回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	19名
	農地利用最適化推進委員	17名
	事務局	局長
		次長
		係長
		係長

議事日程

第1	議事録署名委員の指名	
第2	議案第87号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について	10件
	議案第88号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について	3件
第3	報告第66号 農地法第5条の規程に基づく届出について	1件
	報告第67号 農地法第18条の規程に基づく解約通知について	3件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和元年度第24回6月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号14番 ○○ ○○ 委員、15番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第87号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第81号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

貸出人	八倉	○○ ○○
借受人	松山市	○○ ○○
申請地	八倉 畑	外4筆
申請理由	(貸出人) 孫の就農支援 (借受人) 新規就農	
権利の種類等	10年間の使用貸借権設定	

借受人の作付予定作物	伊予柑・不知火・愛媛果試第28号
主な農機具の保有状況	簡易ハウス・噴霧器・運搬車
労働力	常時1人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

第1号 効率的に営農すると認められない場合

第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合

第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合

第4号 農作業に常時従事すると認められない場合

第5号 耕作面積が取得面積を含めて30アールに満たない場合

第6号 また貸しするおそれがある場合

第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんをご高齢のためこのところ農作業ができていません。長女の子で〇〇さんが後を継いだらということになったようです。今年は田植えも一生懸命やっていたようですので、続けてできるのではないかと考えております。審議のほどよろしくお願ひします。

議長

それではここで本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、今後の抱負とか営農計画についてご本人さんから発表をお願いします。

〇〇さん

はじめまして、〇〇と申します。私が農業を始めようと思った理由は、工場に勤めていた時期があったのですが、経営難により倒産してしまい無職の時期を過ごしました。その間祖父の手伝いを始め、期間が長くなるにつれ農作業に対してやりがいを感じるようになり、農業を始めたいと思うようになりました。祖父に相談したところ快く承諾してもらったので、今年度中にすることになりました。

農業計画は、祖父が長年やっていた果樹園は密植で老木がかなりあるので、順次苗木

を植えて若返りをさせ、間伐を行って作業効率を上げていきたいと思っています。就農の面で不足するところは、田を改植し愛媛果試第 28 号を新しく始めました。以上です。

議長

番号 1 につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

〇〇委員

経営面積と愛媛果試第 28 号の面積、それ以外の品種があればその面積を教えてください。

〇〇さん

不知火 24 アール、伊予柑 22 アール、大津 4 号 5 アール、伊予柑のうち晩生 2 アールを含んでいます。愛媛果試第 28 号は約 9 アールです。

〇〇委員

労働力は、何人ですか。

〇〇さん

必要に応じ両親と、収穫時期には、大叔母と大叔父にお願いしています。

<新規就農者退室>

番号 1 につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号 1 につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号 1 につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号 2 につきまして事務局の説明をお願いします。

2 番

譲渡人	滋賀県	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	米湊 田		

	譲受人の耕作面積	〇〇㎡
申請理由	(譲渡人) 農地管理困難	
	(譲受人) 農地確保	
権利の種類	売買による所有権移転	
譲受人の作付作物	米・豆・芋	
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、耕うん機	
労働力	常時2人	
周辺農業経営への影響	特に支障なし	

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲受人の〇〇さんは松山市の〇〇に住んでおられます。〇〇歳で今年定年になられました。譲渡人の〇〇さんは、滋賀県に住んでおられ、〇〇さんの叔母にあたる人です。遠いところのため、家業困難ということで〇〇さんが購入を検討されました。隣に母の田があり、これといっしょになるので効率がいいということです。現在のところ田植えも終わっている。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

3番

譲渡人	八倉	〇〇 〇〇
譲受人	松山市	〇〇 〇〇
申請地	八倉 田	外 1 筆
譲受人の耕作面積	〇〇m ²	
申請理由	(譲渡人) 耕作困難	
	(譲受人) 経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転	
譲受人の作付作物	米・果樹	
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、耕うん機、コンバイン	
労働力	常時 2 人	
周辺農業経営への影響	特に支障なし	

なお、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号 3 につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは、現在一人暮らしです。〇〇さんは、旧姓が〇〇で出身が八倉でして、〇〇さんが田を作れないということで、ちょうど耕作地が隣り合わせにあるので、〇〇さんにお話をしたら快く譲り受けようということになったそうです。以上です

議長

番号 3 につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号 3 につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号 3 につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号 4 につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

4 番

譲渡人	茨城県	〇〇 〇〇
-----	-----	-------

譲受人	中山町出渕	〇〇	〇〇
申請地	中山町出渕	田	外2筆
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による	所有権移転	
譲受人の作付作物	米・野菜・栗		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、耕うん機、稲刈機、ハーベスタ、農作業用自動車		
労働力	常時	3人	
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは、茨城県に就職されており生活しておられます。一方の〇〇さんは勤めをしながら一人で中山で生活しており、農業は自家用野菜をされているようです。〇〇さんは、今回譲り受ける田は〇〇年ほど前から耕作しており、毎日農業をされ問題ないと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号5につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

5番

貸出人	大阪府	〇〇	〇〇
借受人	米湊	〇〇	〇〇
申請地	米湊	田	

(今回の申請地は市街化区域のため利用権が設定できないので3条申請になりました。)

譲受人の耕作面積	〇〇m ²
申請理由	(貸出人) 農地管理困難 (借受人) 農業経営の安定化
権利の種類	10年間の使用貸借権設定
譲受人の作付作物	米
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、農作業用自動車
労働力	常時2人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
以上です。

議長

番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは大阪府〇〇市に在住の方です。農地の管理が困難なため、小作に出されていましたが、小作の方が高齢のため農作業ができなくなったため、近くの〇〇さんに依頼されました。田は〇〇さん宅から〇〇mほどで近く、農業経験も〇〇年ほどで農業用機具もそろっているのです、お任せできると思われまます。以上です。

議長

番号5につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
番号5につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号5につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号6、7につきまして事務局の一括説明をお願いします。

事務局

6番

譲渡人	双海町上灘	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	双海町高岸	畑	
	譲受人の耕作面積	〇〇	m ²
申請理由	(譲渡人)	農作業従事困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		

7番

譲渡人	双海町高岸	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	双海町高岸	畑	外4筆
申請理由	(譲渡人)	農作業従事困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		

6番・7番共通で

譲受人の作付作物
じゃがいも・トマト・きゅうり・レタス・たまねぎ
・にんにく・みかん・甘夏・ブルーベリー

主な農機具の保有状況
耕耘機・クローラー・ユンボ・軽トラ

労働力
常時3人・年間250日程度の臨時雇用2人

周辺農業経営への影響
特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号6、7につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲受人の方は〇〇歳ということで、周辺の農地を耕作されていまして、十分に管理さ

れていきます。また農業にかなりお金をかけておられます。隣接する農地については、譲渡人の方は、若いのですがほとんど管理ができていない状況です。今後譲受人が管理をしていただくとお思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

番号6、7につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号6、7につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号6、7につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号8につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

8番

譲渡人 稲荷 ○○ ○○

譲受人 上三谷 ○○ ○○

申請地 上三谷 田
譲受人の耕作面積 ○○㎡

申請理由 (譲渡人) 農作業従事困難
(譲受人) 農地確保

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の作付作物 米

主な農機具の保有状況 トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、農作業用自動車

労働力 常時2人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号8につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲受人と譲渡人は〇〇の関係です。譲受人が譲渡人の田を〇〇年来ずっと作ってこいて、この際〇〇さんに譲りたいということで、快く所有権移転となりました。ご審議よろしくお願ひします。

議長

番号8につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号8につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号8につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号9につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

9番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	稲荷	〇〇	〇〇
申請地	稲荷 田 外1筆		
譲受人の耕作面積	〇〇㎡		
申請理由	(譲渡人) 営農困難 (譲受人) 経営規模拡大		
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・麦・レタス・枝豆		
主な農機具の保有状況	耕耘機・トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号9につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは松山に住んでいまして、農作業はまったくしていない状態で、〇〇さんが〇〇さんの田を長年作っていたみたいです。高齢になって、所有権移転しようという形になりましたので、よろしくをお願いします。

議長

番号9につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号9につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号9につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号10につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

10番

譲渡人	中山町出渕	〇〇	〇〇
譲受人	中山町出渕	〇〇	〇〇
申請地	中山町出渕	畑	外 35 筆
譲受人の耕作面積	〇〇㎡ (この面積には今回の申請地も含まれます)		
申請理由	(譲渡人)	生前贈与	
	(譲受人)	生前贈与	
権利の種類	贈与による所有権移転		
譲受人の作付作物	玉ねぎ・じゃがいも・栗		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号10につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは高齢になりまして、病弱であります。〇〇さんは今年の3月に郵政を退職されまして、今農業を頑張っています。多種多品目の野菜、果樹等を意欲的に作っていますので、ご審議のほどよろしくをお願いします

議長

番号10につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号10につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号10につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、8ページをお開きください。

■議案第88号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第88号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
	東温市	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	有限会社	〇〇
申請地	市場	田	外1名
転用目的	露天駐車場及び建設資材置場		
権利の種類等	所有権移転		

譲受人である法人は、平成12年より開業して依頼、土木業等を中心に事業を行っています。大洲市長浜町や伊予市双海町方面の工事受注の増加に伴い、駐車場あるいは資材置場がないため、業務に支障をきたしており、伊予市方面で土地を選定した結果、大変利便性が高い申請地を選定し、所有者との話がまとまり、転用申請に至ったものであ

ります。

申請地は、市場の〇〇集落の国道〇〇号線沿いにあり、JR〇〇駅から300m以内に位置する第3種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれが無いと認められます。以上です。

議長

番号1につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは農業従事困難な方で、今の状態になりました。よろしくをお願いいたします。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

貸渡人	双海町上灘	〇〇 〇〇
借受人	双海町上灘	松山自動車道〇〇工事 現場代理人 〇〇 〇〇
申請地	双海町上灘	畑
転用目的	建設工事車両通行用道路（一時転用）	
権利の種類等	賃貸借権	

借受人は、伊予市の〇〇と伊予市の〇〇株式会社が特定建設工事共同企業体として立ち上げた2つの法人の共同会社の現場代理人です。平成〇〇年に松山自動車道〇〇工事を〇〇から受注し、準備を進めていました。工事現場は山間部に位置し、建設作業車両等が通行するには道幅がなく、工事現場へ移動ができないため、仮設道路が必要であり、

関係法令の認識不足のため平成〇〇年〇〇月に仮設道路を設置したということです。発注元である〇〇より工事関連会社には是正指導があり、賃借期間が1年間の一時転用申請に至ったものであります。

申請地は、双海町上灘の〇〇集落の西側にある〇〇工事現場付近に位置し、10ha未満の生産性の低い農地であり第2種農地と判断され、一時転用であるため工事終了後は農地へ復元予定です。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。

以上です。

議長

番号2につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

元は小さい池がありましたが、本人さんが潰して欲しいということで、今の状態になっています。後は、農地として終わったら返すということで、問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

3番

貸渡人	中山町中山	〇〇 〇〇
借受人	双海町上灘	松山自動車道〇〇工事 現場代理人 〇〇 〇〇

申請地	双海町上灘	田
転用目的	工事現場仮設事務及び、露天駐車場	

露天資材置場（一時転用）

権利の種類等 賃貸借権

借受人は、伊予市の〇〇と伊予市の〇〇株式会社が特定建設工事共同企業体として立ち上げた2つの法人の共同会社の現場代理人です。平成〇〇年に松山自動車道〇〇工事を〇〇から受注し、準備を進めていました。工事現場は山間部に位置し、工事を実施するための仮設事務所等を設置する必要があるため、関係法令の認識不足のため平成〇〇年〇〇月に工事事務所及び露天駐車場、露天資材置場を設置したということです。発注元である〇〇株式会社より工事関連会社には是正指導があり、賃借期間が1年間の一時転用申請に至ったものであります。

申請地は、双海町上灘の〇〇集落にある〇〇工事現場付近に位置し、10ha未満の生産性の低い農地であり第2種農地と判断され、一時転用であるため工事終了後は農地へ復元予定です。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

番号3につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

松永委員

事務所ということで、別にこれといった支障をきたすことはありませんので、よろしくをお願いします。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

（承認）

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

4番

議案88号の4番は申請者の都合により、申請取り下げがありましたので、議案からの取り下げをご報告申し上げます。

続きまして、9ページをお開きください。

■報告第66号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第66号「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

譲渡人	広島県広島市	〇〇	〇〇
譲受人	米湊	〇〇	〇〇
届出地	米湊	田	
転用目的	露天駐車場		
権利の種類等	所有権移転		

以上になります。

議長

報告第66号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きまして10ページをお開きください。

■報告第67号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第67号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回3件の届出がありました。

1番

貸出人	下吾川	〇〇	〇〇
借受人	下吾川	〇〇	〇〇
届出地	下吾川	田	
	解約事由	双方合意	
権利の種類等	基盤法	賃貸借権設定	

2番

貸出人	上野	〇〇	〇〇
借受人	神奈川県	〇〇	〇〇
届出地	上野	田	
	解約事由	双方合意	
権利の種類等	農地法3条	賃貸借権設定	

3番

貸出人	埼玉県	〇〇	〇〇
借受人	中村	〇〇	〇〇ミ
届出地	中村	田	
	解約事由	双方合意	
権利の種類等	農地法3条	賃貸借権設定	

以上です。

議長

報告第67号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

- ・令和元年度農業委員会活動計画について
 - ・令和元年度農業者年金加入推進について
 - ・農業委員、農地利用最適化推進委員改選の協力について
- 事務局より説明有り

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 令和年7月30日(火曜日) 午後1時30分伊予市農業振興センター
を開催予定としております。

以上で、第24回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第24回6月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後3時40分 閉会)